

鹿児島県建設工事請負契約書標準書式 新旧対照表（平成30年4月1日施行）

改 正 案	現 行	備 考 <small>（改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。）</small>
<p style="text-align: center;">（工程表及び請負代金内訳書）</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p style="text-align: center;">（下請負人の通知）</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（工程表及び請負代金内訳書）</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。▼</p> <p>3 工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p style="text-align: center;">（下請負人の通知）</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>	<p>【第3条】 （改正理由） 請負代金内訳書に法定福利費を明示するよう改める。</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p> <p>cf 公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）§3</p> <p>【第7条の2】 （改正の理由） 一次下請建設業者から社会保険等未加入建設業者を排除するよう改める。</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p> <p>cf 約款§7の2（B）</p>

改 正 案
<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p><u>第44条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）において、第4条の2第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、発注者は、違約金の額が、前項の規定により充当される金額を超えるときは、その超える額を出来形部分に相応する請負代金額と相殺することができる。</p> <p>5 第1項の場合において解除された契約に保証が付されていないとき、又は前条第6号の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者は、違約金の額と出来形部分に相応する請負代金額を相殺することができる。</p>

現 行	備 考
<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p><u>第46条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第44条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項の場合（<u>第44条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。</u>）において、第4条の2第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>4 <u>第44条の規定によりこの契約が解除された場合に</u>、発注者は、違約金の額が、前項の規定により充当される金額を超えるときは、その超える額を出来形部分に相応する請負代金額と相殺することができる。</p> <p>5 <u>第44条の規定によりこの契約が解除された場合において、解除された契約に保証が付されていないときは</u>、発注者は、違約金の額と出来形部分に相応する請負代金額を相殺することができる。</p>	<p>（改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。）</p> <p>【第44条の2】</p> <p>（改正の理由）</p> <p>違約金条項の規定位置を約款に準じ、改める。</p> <p>（改正の理由）</p> <p>第1項第2号に該当する場合においても、違約金の額と出来形部分に相応するを請負代金額と相殺することができるよう改める。</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p> <p>cf 約款 § 47の2</p>

改 正 案
<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第44条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

現 行	備 考
<p>▶ 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>前条</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)</p> <p>【第45条】</p> <p>(改正の理由)</p> <p>条文の見出しを約款に準じ、改める。</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p> <p>cf 約款 § 48</p>

改 正 案
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の2第2項(同条第3項若しくは第5項又は第52条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の2第5項及び第53条第1項の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、<u>解除が第44条又は第44条の2第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項又は前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を</u>発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>

現 行	備 考
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の2第2項(同条第3項若しくは第5項又は第52条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の2第5項及び第53条第1項の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、<u>解除が第44条又は前条第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項又は第46条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を</u>発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>(改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)</p> <p>【第47条】</p> <p>(改正の理由)</p> <p>改正に伴う条項の整理(条項の記載位置の変更に伴う整理)</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p> <p>cf 約款 § 50</p>

改 正 案
<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2第2項の規定による場合は発注者が定め、第45条第1項又は前条第1項の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>

現 行	備 考
<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は前条第2項の規定による場合は発注者が定め、第45条第1項又は第46条第1項の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>(改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)</p> <p>改正に伴う条項の整理（条項の記載位置の変更に伴う整理）</p> <p>施行期日： 平成30年4月1日</p>